

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

<p>（他の一の地球局によつてその送信の制御が行われる小規模地球局の無線設備）</p> <p>第五十四条の三 陸上に開設する二以上の地球局移動するものであつて、停止中にのみ運用を行うものに限る。以下この条において同じ。）のうち、その送信の制御を行う他の一の地球局（以下この条において「制御地球局」という。）と通信系を構成し、かつ、空中線の絶対利得が五〇デシベル以下の送信空中線を有するものの無線設備で、十四・〇GHzを超え十四・四GHz以下の周波数の電波を送信し、十二・二GHzを超え十二・七五GHz以下の周波数の電波を受信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならぬ。</p> <p>一 送受信機の筐体は、容易に開けることができないこと。</p> <p>二 変調方式は、次のいずれかであること。</p> <p>(1) 周波数変調（主搬送波をアナログ信号により変調するもの又はデジタル信号及びビアナログ信号を複合した信号により変調するものに限る。）</p> <p>(2) 周波数変調（1）に掲げるものを除く。）位相変調（デジタル変調方式のものに限る。）直交振幅変調、振幅位相変調、スペクトル拡散方式、直交周波数分割多重方式その他のデジタル変調方式</p> <p>三 空中線の交差偏波識別度は、二七デシベル以上であること。</p> <p>四 送信空中線から輻射される四〇kHz帯域幅当たりの電力は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。</p>	<p>（他の一の地球局によつてその送信の制御が行われる小規模地球局の無線設備）</p> <p>第五十四条の三 陸上に開設する二以上の地球局移動するものであつて、停止中にのみ運用を行うものに限る。以下この条において同じ。）のうち、その送信の制御を行う他の一の地球局（以下この条において「制御地球局」という。）と通信系を構成し、かつ、空中線の絶対利得が五〇デシベル以下の送信空中線を有するものの無線設備で、十四・〇GHzを超え十四・四GHz以下の周波数の電波を送信し、十二・四四GHzを超え十二・七五GHz以下の周波数の電波を受信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならぬ。</p> <p>一 送受信機の筐体は、容易に開けることができないこと。</p> <p>二 変調方式は、周波数変調又は位相変調であること。</p> <p>三 空中線の交差偏波識別度は、二七デシベル以上であること。</p> <p>四 送信空中線から輻射される四〇kHz帯域幅当たりの電力は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。</p>	
<p>主輻射の方向からの離角(θ)</p> <p>二・五度以上七度未満</p>	<p>最大輻射電力(ワットを〇デシベルとする。)</p> <p>次に掲げる式による値以下</p> $33 - 25 \log_{10} \frac{\theta - 10}{N} \text{ デシベル}$ <p>Nは、次のおりとする。以下この表において同じ。</p> <p>(1) スペクトル拡散方式又は伝送信号重畳方式</p>	<p>最大輻射電力(ワットを〇デシベルとする。)</p> <p>次に掲げる式による値以下</p> $33 - 25 \log_{10} \theta \text{ デシベル}$

	<p>ンセル技術を用いる場合は、Nは同時に送信することができる地球局がすべて送信した場合の任意の単位帯域幅における電力の最大値と一の地球局が送信した場合の当該単位帯域幅における電力の最大値の比とする。</p> <p>(2) スベクトル拡散方式又は伝送信号重畳システム技術を用いない場合は、$N=1$とする。</p>
七度以上九・二度未満	次に掲げる式による値以下 $12-10\log_{10}N$ デシベル
九・二度以上四八度未満	次に掲げる式による値以下 $36-25\log_{10}\theta-10\log_{10}N$ デシベル
四八度以上一八〇度以下	次に掲げる式による値以下 $-6-10\log_{10}N$ デシベル

- 五 送信装置の発振回路に故障が生じた場合において、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。
- 六 人工衛星局の中継により制御地球局が送信する制御信号を受信した場合に限り、送信を開始できる機能を有すること。
- 七 十二・二GHzを超え十二・四四GHz以下の周波数の電波を受信するものである場合は、その受信する電波の周波数の制御を行う地球局が、その制御により受信周波数を変更することができるときであること。

2 (略)

七度以上九・二度未満	十二デシベル以下
九・二度以上四八度未満	次に掲げる式による値以下 $36-25\log_{10}\theta$ デシベル
四八度以上一八〇度以下	十二デシベル以下

- 五 送信装置の発振回路に故障が生じた場合において、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。
- 六 人工衛星局の中継により制御地球局が送信する制御信号を受信した場合に限り、送信を開始できる機能を有すること。

2 (略)